

後継者 はもう決まっていますか？

経営継承は農業経営者にとって重要な課題ですが、つい先送りされがちです。

急な継承は後継者の負担が大きく、**将来の経営に悪影響を与えかねません。**

■ 農業経営改善計画の期間満了時実施したアンケート結果
(H30.3月時点 農林水産省調べ)

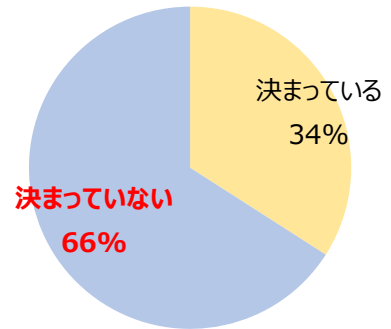
何から手を付けていいかわからない

大事だと思うけど手が回らない

まだ経営内で人材が育っていない



・後継者が決まっているか否か



☑ 円滑な経営継承には早めの準備が大事です [P2]

後継者に経営方針、技術、人脈などを引き継ぐには時間がかかります
10年後を視野に計画的に進めましょう

☑ 事業承継税制など支援措置を活用いただけます [P3~]

法人、個人事業者それぞれに向けた税制の特例措置など様々な制度をご活用いただけます

令和元年9月

経営継承に向けた準備

円滑な経営継承には、10年程度をかけて計画的に取り組むことが欠かせません。

経営継承に向けた計画をつくってみましょう

<承継計画のポイント>

☑ 自社の現状の確認

- 自社の資産を整理し、現状を把握

【有形経営資産】 農地、施設、農業機械、資金等

【無形経営資産】 経営理念、権限、人脈、生産技術、ノウハウ等

☑ 経営の方向性と承継の方向の確認

- 10年先を見据え、継承計画と合わせて中期経営計画を検討
(事業の方向性、売上高、経常利益等の目標)

☑ 後継者の選定

- 様々な角度から検討し、最も適切な後継者を選定

☑ 後継者の育成

- 社内外で何を教育し、いつまでに権限と責任を与えるか計画的に取り組む

☑ 会社の組織づくり

- 10年後の後継者の役職や現経営者の役職を計画。代表権、経営権の移行時期を確定させておくことが大切

☑ 株式の分配

- 後継者、現経営者等が持つ株式の所有割合を確認し、継承後までイメージ
(後継者の株式所有割合 現行：20% → 5年後：40% → 10年後：60% 等)

☑ 関係者への周知

- 親族、従業員、取引先、金融機関のほか、同業者など経営にかかわる人物をかき出し、どのタイミングで周知するか整理

農業法人に対する支援

☑ 経営者の方が自社の株式を後継者に引き継ぐ場合、承継する株式について贈与税・相続税の納税猶予・免除を受けられます

平成30年度からの特例措置（＊）

- 後継者が贈与・相続により取得する非上場株式等に係る贈与税・相続税の100%が猶予・免除となります(従来は約53%)。
- 後継者が最大3人(従来は1人)まで、相続税・贈与税の納税猶予・免除の対象となります。
※ 複数人で承継する場合、各後継者が代表権及び議決権の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者である必要があります
- 雇用要件（猶予後5年間は雇用の平均8割維持）が弾力化されました。
- 経営環境悪化による場合等の減免措置が設けられました。

* 平成30年1月1日～令和9年12月31日までの時限措置です

主な要件等

- 非上場の中小企業者であること。
(農業法人の場合資本金3億円以下または従業員300人以下。農事組合法人は対象外)
- 資産管理会社(注)ではないこと。
(注) 資産に占める賃貸用不動産や有価証券等の割合が70%以上の会社(資産保有型会社)、又はこれらからの運用収入が全収入に占める割合が75%以上の会社(資産運用型会社)をいいます
- 事前に『特例承継計画』を策定した上で、都道府県庁の確認を受けること。

【資産例】 農業法人の経営者が、一人の後継者(子ども)への経営継承にあたって1億円の価値を有する自社株(全て)を贈与する場合の納税額

事業承継税制を活用しない場合	約4,800万円
事業承継税制を活用した場合(平成29年度まで)	約1,800万円
〃(平成30年度～)	0円

※上記は他の税制特例等の活用(相続時精算課税制度等)は考慮に入れずに試算した概算額になります。

<必要な手続き>

I 特例承継計画の確認等

- ① 会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した『**特例承継計画**』を策定し、**認定経営革新等支援機関**（税理士、商工会、商工会議所等）の**所見を記載の上、令和5年3月末までに都道府県庁に提出し、確認**を受けます。
- ② 先代から後継者へ株式の相続または贈与を行った後、
- ③ 都道府県庁に申請し、会社や後継者等の要件を満たすことについて**認定**を受けます。
- ④ その後、認定書の写しやその他の書類を税務署に提出したうえで、相続税、贈与税の納税猶予に見合った額を担保として提供することになります。
- ⑤ これにより、相続税・贈与税の納税が猶予されます。

II 納税猶予中の報告

猶予後**5年間**は、**毎年**、①都道府県庁に「**年次報告書**」、②税務署に「**継続届出書**」を提出する**必要**があります。

また、5年間が経過した後は、3年に1度税務署に「**継続届出書**」を提出する**必要**があります。

III 猶予税額の免除・減免事由

次のいずれかの事由に該当した場合には、猶予されていた税額が免除・減免されます。

- ・ 後継者の方が、更なる後継者に事業承継（納税猶予の適用を受けるものに限る）をした場合
- ・ 後継者が死亡した場合
- ・ 経営環境の悪化によって事業を譲渡・廃止した場合

<アグリビジネス投資育成株式会社の活用>

■ **アグリビジネス投資育成株式会社**は、JAグループと日本政策金融公庫が出資して設立された機関です。

■ 経営継承は、後継者の育成に長い期間が必要です。
承継後の経営を安定させる**下支え効果を得るため同社が株式・出資を引き受けて安定株主となることにより、経営陣が経営権を維持したまま、後継者へのスムーズな経営継承が可能となります。**

<要件>

- ・ 農業法人の場合は認定農業者であること
 - ・ 債務超過でなく、直近3年の平均経常利益が黒字であること
 - ・ 借入金の延滞、条件変更がないこと
 - ・ 会計が複式簿記であること
- 等

個人事業者に対する支援

☑ 資産の継承が容易な法人化もご検討ください

法人の場合、経営の継承に当たって、経営者が交代しても法人の経営は継続され、農地の権利や金融機関との関係も維持されます。
継承を検討される際は、法人化も視野に入れてご検討ください。

<経営継承にあたっての法人形態の主なメリット>

- **個人資産と事業資産の区別が明確**になり、継承すべき事業資産が明確になります。
- 農地について、地権者と法人の間で利用権設定していれば、経営者が交代しても、**農地の利用権を再設定する必要がありません**。煩雑な手続きが不要だけでなく、貴重な経営資源である農地の散逸を防止できます。
- 経営者が交代しても、**取引先、金融機関との関係が継続**され、後継者の円滑な事業開始が可能となります。
- 法人の従業員という形で栽培技能や経営管理能力等を持つ**人材を組織的に維持しやすくなります**。
- アグリビジネス投資育成株式会社等から、出資を受けることができます（P4をご参照ください）。

☑ 農地、減価償却資産等にかかる贈与税、相続税の納税猶予措置が用意されています

農地等にかかる税制特例

贈与の場合

農業者（先代経営者）が、農業の用に供している農地の全部（下記の「贈与の要件」を参照）を後継者（推定相続人の1人）に一括して贈与した場合、後継者に課税される贈与税の納税が猶予されます（贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除）。

贈与者の死亡により贈与税額の免除を受けた場合、贈与農地等を相続により取得したものとみなされ相続税の課税対象となりますが、農業を継続する場合は、相続税納税猶予の適用を受けることが可能

先代経営者（贈与者）の要件

農地等を贈与した日まで引き続き3年以上農業を営んでいる個人であること

贈与

後継者（受贈者）の要件

- 1 贈与者の推定相続人であること
- 2 次の要件の全てに該当することを農業委員会（農業委員会を置かない市町村は市町村長）が証明した個人
 - ① 農地等を取得した日の年齢が18歳以上であること
 - ② 農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと
 - ③ 農地等を取得した日以後、速やかに農業経営を行うこと
 - ④ 農業委員会の証明時に担い手になっていること

※ 担い手とは、①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者（効率的かつ安定的な農業経営になっている者のいずれかの者のこと）

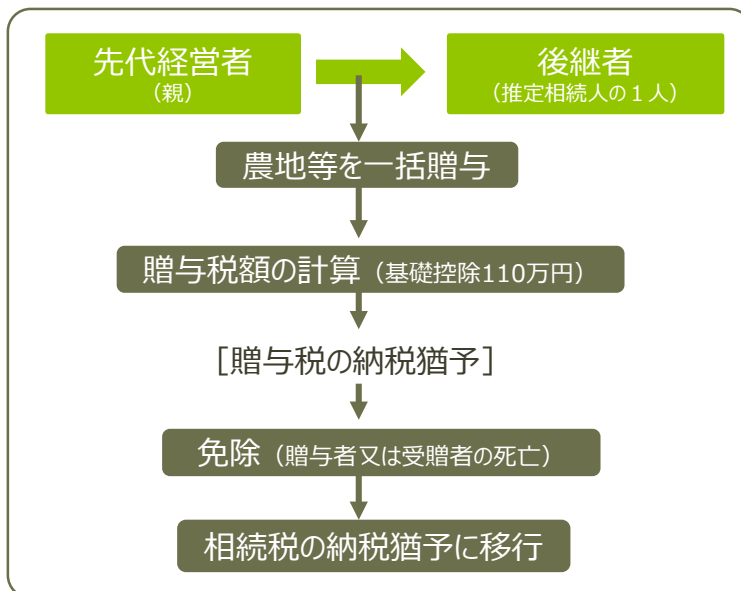
贈与の要件

贈与者が農業の用に供している以下のものを農業後継者（推定相続人の1人）に一括して贈与すること

A：農地(注1)の全部

B：採草放牧地(注1)の3分の2以上

C：当該農地及び採草放牧地とともに取得する準農地(注2)の3分の2以上



(注1) 平成3年1月1日時点の三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在するもの：生産緑地地区の農地及び採草放牧地（生産緑地地区の都市計画の告示日から30年が経過した生産緑地のうち、特定生産緑地の指定がされなかったもの等を除く。）等に限ります。

(注2) 農用地区域内の土地で、農業振興地域整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされており、10年以内に農地又は採草放牧地として農業に供することが適当と市町村長が証明したものです。

相続の場合

相続又は遺贈により取得した農地等（農地、採草放牧地及び準農地※）が引き続き農業に用いられる場合、相続税額のうち農業投資価格を超える部分にかかる相続税が、一定の要件のもとに猶予されます（相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除）

※ 農用地区域内の土地で、農業振興地域整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされており、10年以内に農地又は採草放牧地として農業に供することが適当と市町村長が証明したものです。

先代経営者（被相続人）の要件

- ①死亡の日まで農業を営んでいた者
- ②生前一括贈与（贈与税納税猶予）をした者
- ③死亡の日まで特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っていた者（注）

相続

後継者（相続人）の要件

- ①相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者
- ②生前一括贈与を受けた受贈者
- ③相続税の申告期限までに特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行った者（注）

対象農地等

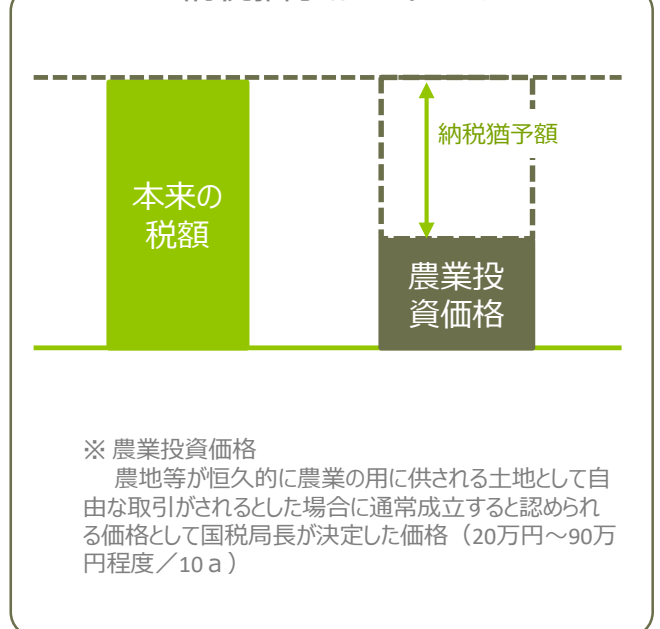
被相続人が、農業の用に供していた又は特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っていた農地等（注）で、次のいずれかに該当するもの

- ・被相続人から相続により取得した農地等で遺産分割がされているもの
- ・贈与税納税猶予の対象となっていたもの
- ・相続の年に被相続人から生前一括贈与を受けたもの

注：特定貸付け（①農地中間管理事業、②利用権設定等促進事業（農地利用集積計画）による貸付け）は市街化区域外の農地（採草放牧地を含む。）等が対象

認定都市農地貸付け等（都市農地の貸借の円滑化に関する法律により認定を受けた事業計画に基づく貸付け、又は一定の市民農園に供するための貸付け）は生産緑地地区内の農地が対象

納税猶予額のイメージ



減価償却資産等にかかる税制特例

個人版事業承継税制の創設

- 個人事業者向けに、後継者が事業用資産を先代から承継した際に課される贈与税・相続税の負担を大きく軽減する新制度が創設されました。
- 個人事業者である農業者も活用いただけます。
- 幅広い資産が対象となり、対象資産にかかる贈与税・相続税の納税が猶予されます。
(後継者が死亡した場合や重度の障害・疾病により事業の継続ができない場合等には猶予税額を免除)

対象資産（特定事業用資産）

青色申告書の貸借対照表に計上されている土地、建物、減価償却資産

- 農地等以外の土地・建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで）〔畜舎、ライスセンター等〕
- 機械・器具備品〔トラクター、コンバイン、自動計量器等〕
- 車両〔トラック等〕
- 生物〔乳用牛、繁殖母豚、かんきつ樹、茶樹等〕
- 無形償却資産〔育成者権等〕

主な要件等

- 「個人事業承継計画」を平成31年4月1日～令和6年3月31日の間に都道府県に提出し確認を受けること
- 平成31年1月1日～令和10年12月31日の間に対象資産(特定事業用資産)の全てを贈与・相続し、事業(農業)を承継すること
- 経営承継円滑化法に基づく都道府県の認定を受けること 等

先代経営者（贈与者）の要件

- 贈与以前3年間、青色申告(65万控除)を提出していたこと
- 農業の総収入金額が零を超えること
- 贈与の時までに農業について廃業の届出書を提出していること 等

贈与

後継者（受贈者）の要件

- 20歳以上であり（令和4年4月1日以降は18歳以上）、かつ、農業に3年以上従事していること
- 贈与により特定事業用資産の全てを取得していること
- 納税猶予の適用を受ける特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供している又はその見込みであること
- 農業の開業届を提出していること
- 青色申告の認定を受けていること
- 個人事業承継計画の確認を受けていること 等

先代経営者（被相続人）の要件

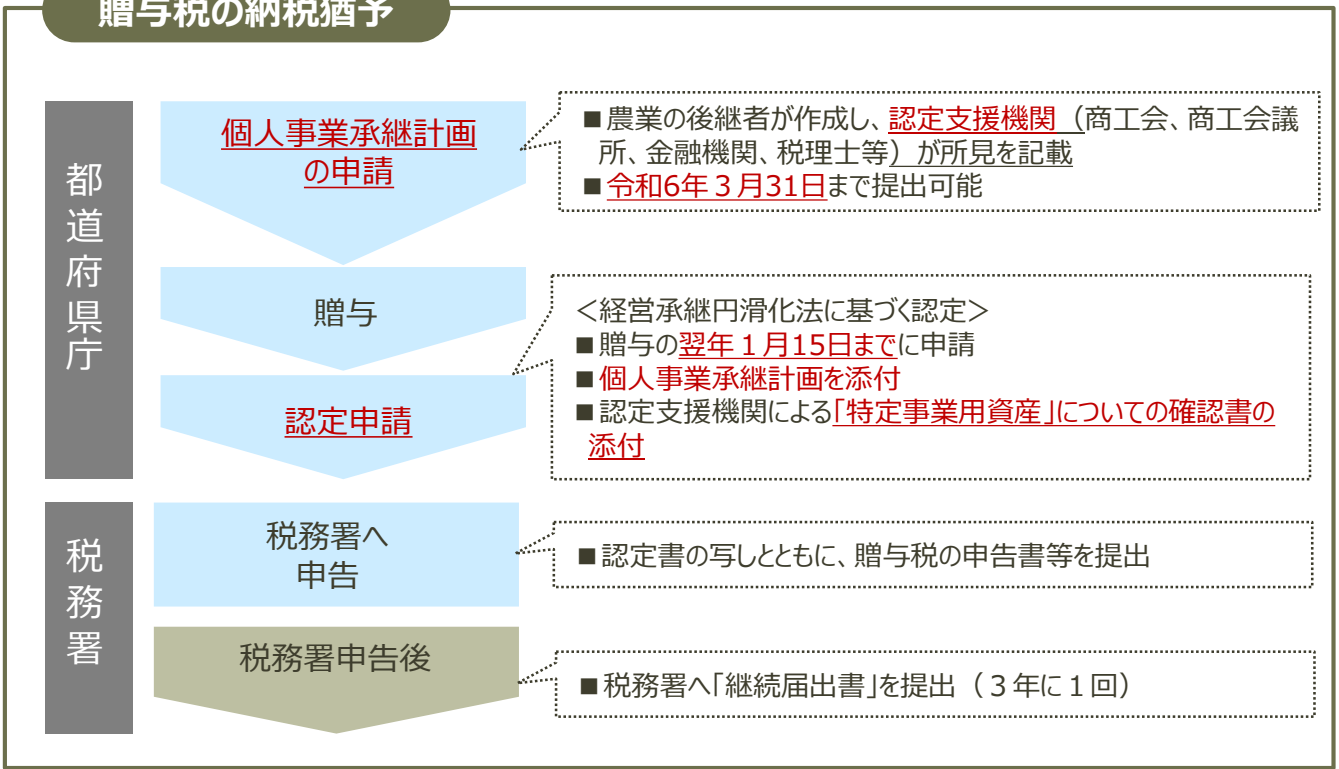
- 贈与以前3年間、青色申告(65万控除)を提出していたこと
- 農業の総収入金額が零を超えること 等

相続

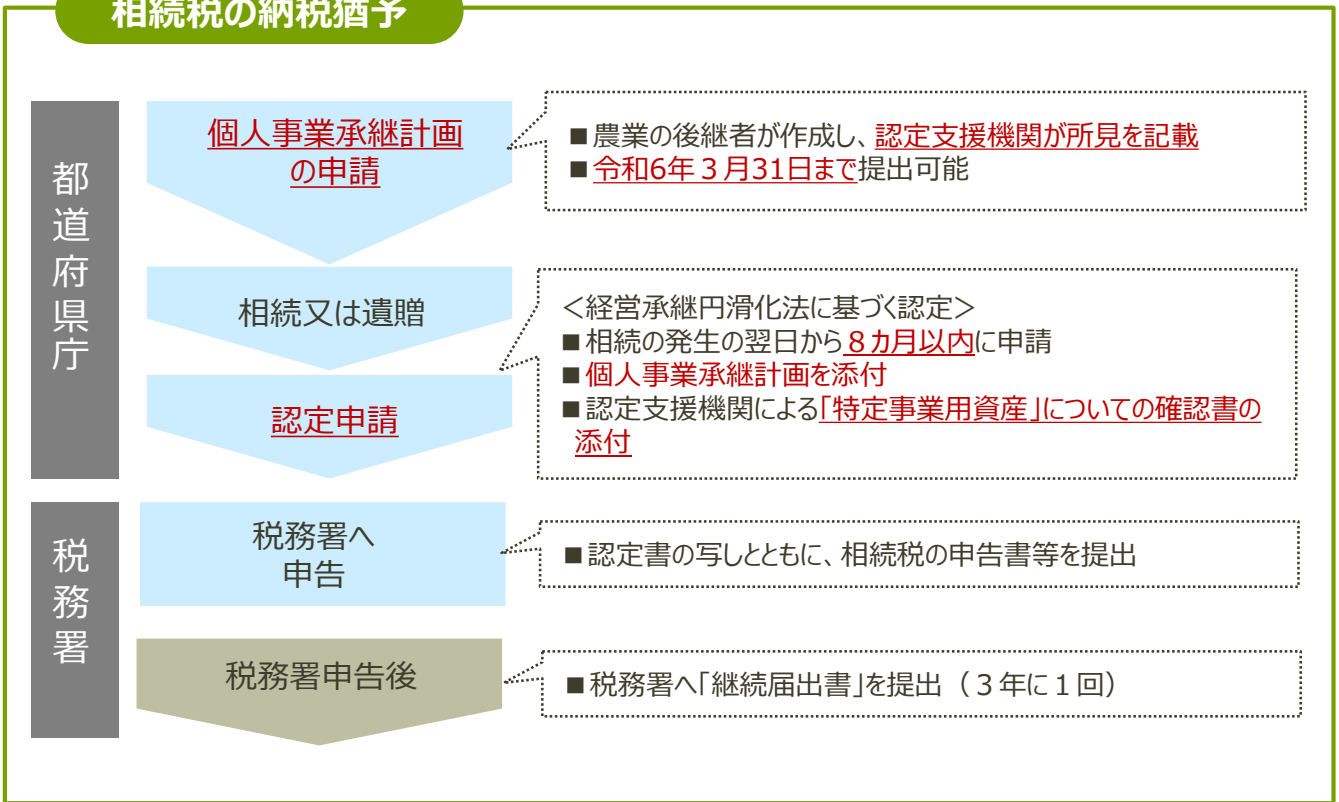
後継者（相続人）の要件

- 相続等により特定事業用資産の全てを取得していること
- 相続開始の直前まで農業に従事していたこと
- 納税猶予の適用を受ける特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供している又はその見込みであること
- 農業の開業届を提出していること
- 青色申告の認定を受けていること又はその見込みであること
- 個人事業承継計画の確認を受けていること 等

贈与税の納税猶予



相続税の納税猶予



本パンフレットに関するお問合せ先 農林水産省経営局経営政策課：03-6744-0575

